

京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成19年12月19日京都市条例第28号) (総務局人事部給与課)

諸般の状況により、次のとおり職員の給与を改定することとしました。

1 勤勉手当の支給割合の限度を次のとおり改定します。

区 分		改 正 前	改 正 後
平成 19 年度	12月支給分	100分の72.5 (管理 又は監督の地位にある職員 で任命権者が定めるものに あつては、100分の92.5)	100分の77.5 (管理 又は監督の地位にある職員 で任命権者が定めるものに あつては、100分の97.5)
平成 20 年度 以後	6月支給分	あつては、100分の92.5)	100分の75 (管理又は 監督の地位にある職員で任 命権者が定めるものにあつ ては、100分の95)
	12月支給分		

2 職員の勤務時間の変更に伴い、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の時間外勤務手当について、勤務1時間当たりの給与額に乗じる割合の下限として100分の100を適用する勤務を次のとおり変更します。

- (1) 正規の勤務時間を超えて勤務をした場合にあつては、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分(改正前8時間)に達するまでの間の勤務
- (2) 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第3項に規定する勤務を要しない日において勤務をした場合にあつては、7時間45分(改正前8時間)に達するまでの勤務

この条例は、平成19年12月27日（上記2の改正については、平成20年1月1日）から施行することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第28号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第13条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第17条第1項前段中「第17条の3まで」を「第18条の2まで」に改める。

第18条第1項前段中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「」及び「」という。）」を削り、同条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の75」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改め、同条第5項後段中「「基準日から」とあるのは「基準日（第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第18条第1項」に改める。

第18条の2第1項前段中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「」及び「」という。）」を削り、同条第4項後段中「「基準日から」とあるのは「基準日（第18条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第18条の2第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年12月27日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

（勤勉手当の額の特例）

2 平成19年12月の支給に係る勤勉手当の額に関するこの条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項の規定の適用

については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、
「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の京都市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(総務局人事部給与課)